

宮崎市指導監査会議等要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人、社会福祉施設等の指導監査の円滑な実施を図るため、指導監査会議及び指導監査連絡会議（以下「指導監査会議等」という。）を置く。

(対象)

第2条 指導監査会議等の審議の対象とする事項は、次のいずれかに該当するもの（以下「指導監査等」という。）とする。

- (1) 宮崎市社会福祉施設等指導監査要綱（平成10年4月1日伺い定め）第1条各号に規定する指導監査
- (2) 介護保険施設等の指導監督について（令和4年3月31日老発0331第6号厚生労働省老健局長通知）に規定する運営指導
- (3) 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について（平成26年1月23日障発0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する運営指導
- (4) 指定障害児通所支援事業者等の指導監査について（平成26年3月28日障発0328第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する運営指導
- (5) 有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成14年7月18日老発第0718003号）に規定する定期報告及び立入調査
- (6) 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する立入検査

(指導監査会議等の審議事項)

第3条 指導監査会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 当該年度の指導監査等の実施方針及び実施計画の決定に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指導監査等に係る重要事項に関すること。
- 2 指導監査連絡会議は、前項各号に掲げる事項に係る連絡調整に関することを審議する。

(指導監査会議の委員)

第4条 指導監査会議の委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

福祉部長
子ども未来部長
福祉総務課長
障がい福祉課長
地域包括ケア推進課長
介護保険課長
社会福祉第一課長
指導監査課長
子育て支援課長
保育幼稚園課長
生涯学習課長

(会長及び副会長)

第5条 指導監査会議に会長及び副会長を置き、会長は福祉部長を、副会長は子ども未来部長をもって充てる。

- 2 会長は、指導監査会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 指導監査会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 指導監査会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(指導監査連絡会議の委員等)

第7条 指導監査連絡会議の委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

指導監査課長
福祉総務課管理係長
障がい福祉課審査給付係長
地域包括ケア推進課福祉サービス係長
介護保険課事業所支援係長
社会福祉第一課保護第一係長
指導監査課指導監査第一係長
指導監査課指導監査第二係長
子育て支援課管理係長
保育幼稚園課認可指導係長
生涯学習課放課後子ども教育係長

2 指導監査連絡会議に会長を置き、指導監査課長をもって充てる。

3 指導監査連絡会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(指導監査会議への出席)

第8条 指導監査会議の会長は、適当と認めるときは、指導監査会議に指導監査連絡会議の委員を出席させ、意見を求めることができる。

2 前項の規定により指導監査会議を開催するときは、当該指導監査会議の付議事件に係る指導監査連絡会議の開催を省略することができる。

(持ち回り審議)

第9条 指導監査会議等は、それぞれ、会長が必要と認めるときは、持ち回り審議により開催することができる。

(庶務)

第10条 指導監査会議等の庶務は、指導監査課において処理する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日伺い定め)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日伺い定め)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年8月17日伺い定め)

この要綱は、平成13年8月17日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日伺い定め)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日伺い定め)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月29日伺い定め）

この要綱は、平成15年5月29日から施行する。

附 則（平成16年5月31日伺い定め）

この要綱は、平成16年5月31日から施行する。

附 則（平成17年5月31日伺い定め）

この要綱は、平成17年5月31日から施行する。

附 則（平成18年5月23日伺い定め）

この要綱は、平成18年5月23日から施行する。

附 則（平成19年4月1日伺い定め）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月21日伺い定め）

この要綱は、平成20年5月21日から施行する。

附 則（平成21年4月23日伺い定め）

この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

附 則（平成22年4月19日伺い定め）

この要綱は、平成22年4月19日から施行する。

附 則（平成23年4月26日伺い定め）

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

附 則（平成24年5月1日伺い定め）

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成26年5月1日伺い定め）

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日伺い定め）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月3日伺い定め）

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則（令和元年5月8日伺い定め）

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

附 則（令和2年5月16日伺い定め）

この要綱は、令和2年5月16日から施行する。

附 則（令和3年5月12日伺い定め）

この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

附 則（令和4年4月 8日伺い定め）

この要綱は、令和4年4月 8日から施行する。

附 則（令和5年5月 1日伺い定め）

この要綱は、令和5年5月 1日から施行する。

附 則（令和6年5月 1日伺い定め）

この要綱は、令和6年5月 1日から施行する。

附 則（令和7年4月22日伺い定め）

この要綱は、令和7年4月22日から施行する。